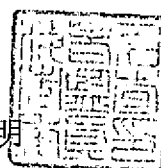


海老名市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和4年12月6日に提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年1月31日

海老名市監査委員 雨宮 徳 明



海老名市監査委員 清水



海老名市監査委員 倉橋 正 美



第1 監査の請求

1 請求人

住 所 省 略

氏 名 省 略

2 請求の受理

海老名市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）は、令和4年12月6日に提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備したものと認め、令和4年12月6日にこれを受理した。

3 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである。（内容は原文のまま。）

（1） いつ、誰による、どのような財務会計上の行為又は怠る事実

- ・ 副市長の秦 恭一氏の辞任（令和3年12月31日付け）に伴い、海老名市議会は令和3年第4回市議会定例会の最終日の令和3年12月17日、理事兼財務部長の柳田 理恵氏を新たに選任することについて賛成多数で同意した。
- ・ これを受けて海老名市（以下、市と呼ぶ）は「秦 恭一副市長の退任式（令和3年(2021年)12月28日(月曜日))と柳田 理恵副市長就任式（令和4年(2022年)1月4日(水曜日))」（以下、退・就任式と呼ぶ）の会場としてレンブラントホテル海老名（以下、ホテルと呼ぶ）を選定して退・就任式を執行した。参加者はそれぞれ115名であり、そのうち市の職員は97名であった。市は会場費としてホテルに公費24万円を支出した。市は退・就任式を従来、会場費としての公費支出がかからない市役所401会議室（以下、401室と呼ぶ）で開催していたが、当時401室がコロナ対策で利用できない状況であった。当時は同様の参加人数規模で開催可能な市の公共施設（市文化会館ホールまたはビナレッジ）が空いており、公共施設での開催により会場費としての公費支出を行わないで

退・就任式を執行することが可能であった。

(2) その行為又は怠る事実が違法又は不当である理由

- ・ 地方財政法第四条1項（予算の執行等）「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」（以下、予算執行条項と呼ぶ）と規定がある。本請求書に記載した財務会計上の行為は予算執行条項に違反している。この条項に対して違法でありまた不当である理由は下記のとおりである。

① 違法と主張する理由

- ・ ホテル開催と同様の参加人数規模で開催可能な市の公共施設（市文化会館ホールまたはビナレッジ）が空いていた。市の条例施行規則には「市が主催する行事等に利用する時は利用料金の10分の10に相当する額を減免する」との規定がある。そのため市は公共施設での退・就任式を開催することで会場費としての公費支出は従来通り「0円」とすることが可能であった。

市は公共施設を使用することで会場費としての公費支出を「必要且つ最小限度に抑える」業務執行を見送った、このことは予算執行条項に違反する行為である。

退・就任式当日の公共施設の予約情報と開催した際の利用料金

		就・退任式の開催日		市主催での利用料金
	公共施設の候補会場	2021年12月28日	2022年1月4日	
退任式執行会場案	ビナレッジ ホール	終日利用可	×	0円
就任式執行会場案①	文化会館・大ホール	×	9～12時で利用可	0円
就任式執行会場案②	文化会館・小ホール	×	9～12時で利用可	0円

② 不当と主張する理由

- ・ 市は401室の代替となる市役所内の会議室等を選定して退・就任式を執行することで会場費としての公費支出を「0円」とすることができたと推測す

る。理由は、他の市ではコロナ対策を考慮して類似の式典を実施した事例があり、その事例は次の２つである。下記事例での対応の一部を採用することで市役所内で退・就任式が執行できた可能性があり、市役所内で退・就任式を執行する対応が行われなかったことは不当である。

< 1 > 他市の実施事例その１。

神奈川県綾瀬市では令和２年（2020年）４月１日に副市長の就任式を市役所内で執行し参加者は特別職および部局長級職位の10名ほどであり、海老名市の約10分の１の人数であった。会場費としての公費支出は「０円」であった。（綾瀬市役所のインターネット配信情報）

< 2 > 他市の実施事例その２。

神奈川県秦野市は令和４年（2022年）10月３日に副市長の退任式を執行し参加者は部長級職員10名程度であり、海老名市の参加者の約10分の１の人数であった。秦野市はコロナ禍以前、課長級以上が出席していたが、コロナ感染予防対策のため次のような対策を講じた。式典参加者の絞り込みで規模縮小、玄関前の見送り廃止、課長級は庁内web会議システムで退任式WEB配信を視聴。秦野市は駅前にホテルがあるが利用しなかった。そのため会場費としての公費支出は「０円」であった。（2022年11月21日に秦野市役所・人事課へ電話をして聞き取りを行った。10月４日付け神奈川新聞等に関連記事の掲載が有る）

- ・ 上記２つの事例を鑑みて、退・就任式の開催趣旨、および参加者の多くが市の職員であり外部会場往復移動に伴う業務執行の空白時間を回避する側面からも市は「退・就任式を市役所内で執行することを優先する」「コロナ対策として会場への参加者数を縮小する」ことが妥当な対応である。

（３） それにより、市がどのような損害をこうむるのか

- ・ 市が退・就任式を執行するため「公費から会場費等としての費用24万円をホテルへ支出した」財務会計上の行為は上記の理由により予算執行条項に違反し

ており不適切な公費支出が執行された。

(4) 誰がどのような措置を講ずることを求めるのか

- ・ 海老名市長に「ホテル会場費24万円と公共施設利用時の使用料0円との差額24万円」の返還措置（賠償）を求める。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和3年12月28日の副市長退任式及び令和4年1月4日の副市長就任式実施にあたり会場費24万円を支出したことが、請求の要旨、請求人の陳述及び証拠書類から判断して、地方財政法第4条第1項の規定に違反する支出にあたるか否かを、監査対象事項とした。

2 監査対象部課

市長室秘書課（以下「秘書課」という。）

財務部財産・車両課（以下「財産・車両課」という。）

3 請求人の証拠の提出及び陳述の実施

請求人に対し、法第242条第7項の規定により、令和4年12月23日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人は、当該陳述において請求の趣旨に係る補足説明を行った。また、証拠書類として当初提出のあった資料6点のほか、新たに1点が追加して提出された。

4 請求人の証拠書類

- (1) レンブラントホテル海老名から海老名市長への請求書（令和4年1月14日発行）
- (2) 市の公共施設利用状況一覧（文化会館・大ホール、小ホールおよびビナレッジ）

- (3) 令和4年3月第1回定例会での会議録
- (4) 市がビナレッジのホールで式典を開催した事例
- (5) 神奈川県綾瀬市が副市長の就任式を市役所内で実施した事例
- (6) 神奈川県秦野市が副市長の退任式を実施した事例
- (7) 海老名市近郊での他の市での副市長、退任式または就任式の実施状況（新型コロナウイルス禍が始まって以降）

5 関係人の事情聴取

法第199条第8項の規定により、令和4年12月23日に秘書課及び財産・車両課の関係職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求について監査の結果、次の事実を確認した。

- (1) 副市長退任と就任にあたり、秘書課は令和3年11月中旬頃から式典の実施検討を始めた。同様の式典は従来から、退任する副市長の市政発展の貢献に礼を尽くし新副市長の就任を祝福するとの方針で実施されており、今回もこれに則り式典を実施することは、組織として大きな意義があるものと考えた。

従来同様の式典を実施していた市役所401会議室は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策本部設置により使用ができないことから、同規模程度の式典会場について財産・車両課と協議を行い、会場の規模や感染症対策等を勘案してレンブラントホテル海老名を選定した。

なお、会場の選定にあたっては公共施設の使用も検討されたが、えびな市民活動センタービナレッジは、医療従事者への新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場として利用が検討中であったため、会場として予定することができなかった。また、文化会館については1月3日までが休館日であり、予約が空いていた1月4日の午前9時から正午までの間だけでは、会場設営と式典の開

催、その後の後片付けまでを行うことはできず、仮にその時間だけですべてを実施しようとするれば、相当数の職員の動員が必要であること等を考慮し会場としなかった。

また、式典の規模縮小について秘書課は就・退任する副市長に礼を尽くし、これからの市政発展に寄与する市職員もできるだけ多く出席させるという考えから、出席職員は担当課長以上とする他には変更の検討は行っていない。

- (2) 財産・車両課は、式典会場の賃貸借にあたり、海老名市契約規則（平成15年規則第20号）の規定により随意契約を株式会社レンブラントホテルマネジメント レンブラントホテル海老名と締結し、令和4年1月14日に賃貸借費用として24万円を支出した。本件契約の締結及び履行については、財務会計法規上の違法性又は不当性はない。

2 監査委員の判断

請求人の陳述、事実関係の確認及び関係職員の事情聴取を実施した結果は、次のとおりである。

令和3年12月28日の副市長退任式及び、令和4年1月4日の副市長就任式実施にあたり会場費24万円を支出したことが、請求の要旨、請求人の陳述及び証拠書類から判断して、地方財政法第4条第1項の規定に違反する支出行為とは認められず、不当な公金の支出にもあたらない。よって請求人の主張には理由がないものと判断しこれを棄却する。以下にその理由を述べる。

地方財政法第4条第1項については、「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著し

く合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実には誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁参照）。」（大阪高等裁判所平成17年7月27日判決）と判示されている。

これを本件について検討すると、本件請求の副市長の退任式と就任式の実施は市長の裁量において決定されるものであり、上記1の(1)において確認した事実関係のとおり、式典には就・退任する副市長とこれからの市政発展に寄与する市職員が出席したほか、来賓として県議会議員及び市議会議員が出席しており、それらの出席者同士が謝意や祝辞を述べ挨拶を交わして信頼関係を深めることは、市政にとって一定の意義を有するものであったと認められる。そのため、式典が従来どおり実施できる会場として、相応の規模と機能を備えた市内のホテル会議室を選定し使用したとする市の説明は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと判断することはできないことから、市長の判断が裁量権を逸脱又は濫用しているとは認められない。

また、本件の式典実施に要した経費の支出は、市政にとって一定の意義がある式典を実施することを目的としたものであり、予算執行上の事務手続についても適正に行われている。以上のことから、本件の支出が地方財政法第4条第1項に対して違法でありまた不当であるとする請求人の主張は、これを採用することはできない。